

誓 約 書

和泉市教育委員会 あて

この度、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として実施する和泉市留守家庭児童会（仲よしクラブ）に入会申請を行うにあたり、入会の決定を受けた後は、関係法令、和泉市留守家庭児童会条例及び同条例施行規則並びに下記の事項を遵守します。

記

1. 仲よしクラブでの活動時について、和泉市教育委員会及び和泉市留守家庭児童会（仲よしクラブ）支援員の指示に従います。
2. 仲よしクラブでの活動中について、事故や病気（児童本人が体調不良を訴えた場合を含む）もしくは、他の児童に危害が及ぶ可能性がある行為を行った旨の連絡があった場合は即時に対応します。
3. 春休み、夏休み及び冬休みの期間内並びに土曜日の運営について、開所時間（午前8時）以降の登校・入室を厳守します。
4. 午後5時からの下校（11月から1月は午後4時45分）については、午後7時までに必ずお迎えに行きます。（午後6時以降の利用については、別途延長負担金が必要です）
5. 退会届や休会届について、指定された期日までに提出します。
6. 保護者負担金（5,500円/月）及び延長負担金（1,500円/月）並びに教材・おやつなどの諸費（1,500円/月）について、仲よしクラブの欠席に応じた返還金の請求は行いません。
7. 保護者負担金（5,500円/月）及び延長負担金（1,500円/月）並びに教材・おやつなどの諸費（1,500円/月）について、納付期限までに必ず納付し、滞納しません。

平成 年 月 日

住 所 _____

保護者名 _____ (印)

(児童名) _____